

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

(豚及びいのししの場合)

令和2年10月1日

(一部変更：令和3年10月5日)

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

1. 本項目の目的

衛生管理区域は、部外者の立入制限、出入口での消毒、衣服や靴の交換等の衛生管理を重点的に実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、家畜への病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

2. 不遵守の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の3点が満たされており、これらが平面図に明示されていることが必要です。

（1）衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、以下の①～③の全てが網羅されていることが必要です。

- ① 家畜を飼養する畜舎、パドック、放牧場等
- ② 家畜に直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎並びに清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の全ての施設等）。ただし、飼料タンクから畜舎内までパイプラインを介して直接搬送される場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設置することが可能です。
- ③ 家畜に直接接触した者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲
確認に当たっては、従事者等の作業動線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、**不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。**

このため、農場と同じ敷地内にある住宅等の施設への行き来に際しては、原則、敷地内に衛生管理区域外としての専用の通路を設定すること等により、衛生管理区域を通過しないで済むようにする必要があります。なお、農場及び住宅等の出入口が一箇所しか設けられず、かつ、道が狭小である等、衛生管理区域外である住宅等の施設に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目 15、16、17、35 及び 36 の規定に応じた対応をすることが必要です。

(2) 衛生管理区域とそれ以外の区域の境界が柵等により明確に分かるように区分されていること

通常は柵、塀等の物理的な障壁、崖等の自然の障壁により区分されていることが原則となりますが、野生いのししの生息しない地域に所在する農場でこれが困難な場合には、ロープ、プランター、三角コーン又は消石灰帯等により、従事者等が明確に認識できるように区分されていることが必要です。

(3) 出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること

各出入口の必要性や、家畜、資材、死体等の入出場の場所を境界に設定できないかどうかについて確認し、不要な出入口があった場合は不遵守となります。

3. 参考情報

(1) 従事者及び外部事業者の出入口の数や出入りの頻度が多ければ、その分、管理が困難になり、衛生管理区域への病原体の侵入リスクが高まると考えられます。例えば、豚等の搬入・搬出場所や堆肥、資材、死体等の保管場所が衛生管理区域の奥にある場合は、それらの場所へ移動する者が衛生管理区域内を頻繁に行き来することにつながります。このため、衛生管理区域内に従事者、外部事業者等の車両を入れないための施設の配置が望ましいものとなります。

(2) 本項目に記載している「畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。」については、同一の衛生管理区域内においても農場によっては、畜舎ごとの衣服の交換を行う場合も想定されるため、記載しています。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

1. 本項目の目的

猫等の愛玩動物が飼養家畜との共通の感染症に感染し、接触伝播、小動物を介した機械的伝播等により、その病原体が広がる場合や、愛玩動物にとって非感受性である家畜の伝染性疾病の病原体が愛玩動物の体表や口腔内への付着、排せつ物への混入等を経て機械的に伝播する可能性があるため、愛玩動物の衛生管理区域への持込みや衛生管理区域内での飼育はできません。

2. 不遵守の判断基準

衛生管理区域内へ家畜以外の動物（番犬や飼い猫を含む。）を侵入させている場合及び衛生管理区域内で当該動物を飼育している場合は不遵守となります。ただし、区域外で給餌する等により当該動物が侵入しないよう対策を講じている場合を除きます。

また、使役犬（牧羊犬等）については、飼育場所を限定する等、機械的な伝播を防止する対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育する場合は不遵守になりません。

なお、やむを得ず、農場と同じ敷地内にて衛生管理区域に入らないようリードにつなぎ飼育等する場合にあって、衛生管理区域外である飼育場所に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、必要に応じて、項目 18 と 37 に基づき肢の洗浄・消毒やケージに入れて通過させる等の措置を講ずることが必要です。

3. 参考情報

野生動物の侵入防止については、犬等の飼育ではなく、防護柵の設置等の方法により対策してください。

また、飼育場所が衛生管理区域内にあった場合、自宅や他の場所に飼育場所を変更するか、衛生管理区域の設定を工夫して飼育場所を衛生管理区域外とする必要があります。

なお、本規定は現在飼育している愛玩動物の飼育自体を否定するものではありません。

指導にあたっては、愛玩動物の遺棄や飼育放棄、保健所への引取り依頼等がなされないよう、対応してください。

〔野生動物に関する事項〕

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

1. 本項目の目的

豚といのししは同一の種であり、野生いのししとの接触は飼養する家畜へ病原体が伝播する原因となり得ます。豚熱、アフリカ豚熱等に罹患した野生いのししは、病原体を環境中にまき散らすこととなるため、飼養する家畜との接触を防止し、さらにはできるだけ家畜に近づけないよう対策を講じる必要があります。野生いのししの跳躍力や地面を掘り起こす習性を踏まえ、防護柵等の設置に当たっては十分な高さ、強度等を有する構造である必要があります。野生動物は昼夜や天候によらず常に侵入する可能性があることから、防護柵等の侵入防止設備が破損していないか定期的に確認し、機能を維持する必要があります。

また、野生いのししの排せつ物等に病原体が含まれている場合には、ねずみ、イタチ等の小動物の体表に付着して運ばれる可能性があります。防護柵等の周囲を除草や舗装することで、ねずみ等が隠れられる場所をなくし、ねずみやその捕食動物であるイタチ等が衛生管理区域に侵入するリスクを低減することができます。

2. 不遵守の判断基準

野生いのししが生息する地域に所在する農場において、防護柵、塀、擁壁、壁（畜舎の壁を含む。ただし、野生いのししが接触し得る部分に隙間、破損がない壁に限る。）、溝等により、野生いのししの侵入が防止できる措置が行われていない場合、不遵守となります。なお、屋外で飼養する場合には、二重柵等（3. 参考情報を参照。）の野生いのししとの接触防止対策が講じられていなければ不遵守となります。

防護柵等は、野生いのししの侵入を防ぐための十分な構造を有していること、破損があった場合は遅滞なく修繕することが必要です。破損したまま放置されている、防護柵等の強度や構造が不十分である等、侵入を許してしまうような場合は不遵守となります。

防護柵等の周囲について、原則5m幅以上の除草や舗装等を行う必要があります。

なお、野生いのししが生息する地域については、各都道府県において、野生いのししの生息データ及び地理的要件（山地、市街地、半島、島しょ等）を踏まえて決定してください。

原則、柵は恒久的に設置されていることが必要ですが、冬期に積雪する地域では、積雪で衛生管理区域内への野生いのししの侵入が継続的に防止できる状況であれば、柵を取りはずすといった対応が可能です。農場の出入口等、積雪が取り除かれている箇所は野生いのししが侵入できるため、柵等を設置し続ける必要があります。

3. 参考情報

農林水産省のウェブサイトにおいて、野生いのししの侵入防護柵のほか、鳥獣被害防止対策を紹介していますので、参照してください。（農林水産省ウェブサイト内の該当ページ：ホーム > 農村振興 > 鳥獣被害対策コーナー > 野生鳥獣による被害防止マニュアル等）

30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

1. 本項目の目的

家畜が畜舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家畜の伝染性疾患の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐため、

- ① 飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する
- ② 飲用水については、水道水以外の井戸水等を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップ等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する
必要があります。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、**畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。**このため、家畜の所有者等が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられていること、タンクに蓋がされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられているかを確認することが必要です。また、屋内にある給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題はないので、隙間の有無及び有る場合に十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

〔飼養環境に関する事項〕

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、**不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。**

1. 本項目の目的

ねずみ等の野生動物が、衛生管理区域内に侵入し、区域内を動き回るとは、病原体が持ち込まれ、区域内で病原体が拡散するリスクになります。このリスクを低減するためには、衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要があります。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を選んで行動する特性があることから、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とする必要があります。

また、病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び家畜への感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにすることを目的として、不要な資材や廃棄物（壊れた機材、ゴミ）等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、定期的に消毒する必要があります。また、衛生管理区域周辺の農場敷地においても、雑草等は野生動物が身を隠す場所となることから、そのような場所の除草や消毒も実施する必要があります。具体的な消毒場所・方法等については、農場の実情に応じて飼養衛生管理マニュアルで規定することになります。

2. 不遵守の判断基準

不要な資材等が衛生管理区域内に放置されている、雑草等が一定範囲に生えていて野生動物が身を隠す場所になっている、使用中の資材、機材等が整理整頓されていない、敷地が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合も不遵守となります。